

🚩 貨物概要

革製の甲に革製の中底を取り付けたもので、本底は取り付けられていない。
本底は国内において取り付け、紳士用の靴として完成する。

🚩 分類

関税率表第 6406.10 号－1（統計番号 6406.10-110）の履物の部分品（甲）

🚩 分類理由

本品は、甲に中底が取り付けられているものですが、地面に接する本底が取り付けられていないため、履物としての重要な特性が備わっていないとはいえませんが、履物の部分品として、第 64.06 項に分類されます。また、関税率表解説第 64.06 項（I）（A）（7）に、甲は、中底を取り付けてあるかないかを問わないと規定されていますので、本品は、履物の部分品のうち甲と認められ、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）